

社会福祉法人 禎心会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 禎心会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬を支給する。

理事長・常務理事

(1)

	月 額
理事長	200,000円
常務理事	150,000円

(2) 理事（非常勤）

	日 額
理事会等会議出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日 額
理事会・監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(法人職員給与との併給)

第3条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(旅費)

第4条 役員が職務のため出張をしたときは、法人旅費規程に基づき（交通費、日当、宿泊料）を支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員(理事及び監事)への支給は毎月25日銀行振込とする。ただし、その日が休日に当たるときは、法人給与規程第6条に準じた日とする。

(非常勤理事及び監事は毎月末日を締切日とし、その月分を翌月に支給する)

(2) 評議員は当該会議等に出席した都度、現金支給する。

(3) 報酬支払に際しては源泉徴収する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した月額支給対象者は、その日から報酬を支給する。

(2) 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(3) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(4) 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げ支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月7日より施行する。